

実施機関一覧表

郡市医師会名： 榛原医師会

No.	健診・保健指導 機関番号 (半角数字)	実施機関名	郵便番号 (半角数字・ ハイフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	受託業務※3								
						特定健康診査					特定保健指導			
						実施形態		詳細項目※4				健診 当日 初回 面接 ※5	動機 付け 支援	積極 的支 援
						集団 健診	個別 健診	貧血	心電図	眼底	クレア チニン			
1	2220700138	榛原医師会健診センター	421-0422	静岡県牧之原市静波1699-15	0548-22-0682	○		○	○	○	○			
2	2215510435	座光寺医院	437-1622	静岡県御前崎市白羽5243-3	0548-63-3206		○	○	○	△	○			
3	2215510260	渥美医院	421-0523	静岡県牧之原市波津1-41-1	0548-52-0583		○	○	○	△	○			
4	2215510294	田形内科医院	421-0511	静岡県牧之原市片浜1084-2	0548-52-5320		○	○	○	△	○			
5	2215510385	あかほりクリニック	421-0511	静岡県牧之原市片浜873-2	0548-52-5555		○	○	○	△	○			
6	2215510401	堀口外科医院	421-0526	静岡県牧之原市大沢617-1	0548-52-5858		○	○	○	△	○			
7	2215510187	高木内科医院	421-0422	静岡県牧之原市静波900	0548-22-0003		○	○	○	○	○			
8	2215510393	佐放医院	421-0422	静岡県牧之原市静波461-1	0548-22-7010		○	○	○	△	○			
9	2215510443	藤本クリニック	421-0421	静岡県牧之原市細江4436-1	0548-24-1200		○	○	○	△	○			
10	2215510419	三輪クリニック	421-0303	静岡県榛原郡吉田町片岡299-1	0548-32-7300		○	○	○	△	○			
11	2215510377	田崎クリニック	421-0304	静岡県榛原郡吉田町神戸24-15	0548-32-8585		○	○	○	△	○			
12	2215510351	徳山整形外科	421-0303	静岡県榛原郡吉田町片岡1954-11	0548-33-0666		○	○	○	△	○			
13	2215710126	金谷平成クリニック	428-0007	静岡県島田市島534-1	0547-54-5963		○	○	○	△	○			
14	2215510500	川根本町いやしりの里診療所	428-0414	静岡県榛原郡川根本町東藤川864-1	0547-59-2102		○	○	○	△	○			
15	2215501590	上長尾田澤内科医院	428-0313	静岡県榛原郡川根本町上長尾915-5	0547-56-1800		○	○	○	△	○			
16	2215501442	永尾内科・循環器科医院	437-1621	静岡県御前崎市御前崎54-9	0548-63-6611		○	○	○	△	○			
17	2215610045	御前崎市家庭医療センターしろ わクリニック	437-1622	静岡県御前崎市白羽3521-10	0548-23-3211		○	○	○	△	○			
18	2215501608	本川根診療所	428-0411	静岡県榛原郡川根本町千頭1147-1	0547-59-2555		○	○	○	△	○			
19	2215810025	はいばらクリニック	421-0407	静岡県牧之原市布引原1112-1	0548-23-5677		○	○	○	△	○			
20	2215501616	はやかかわ内科医院	421-0301	静岡県榛原郡吉田町住吉379-1	0548-33-1266		○	○	○	△	○			
21	2215800042	えのきだクリニック	421-0421	静岡県牧之原市細江3821-1	0548-23-3633		○	○	○	△	○			
22		家山鈴木医院	428-0104	静岡県島田市川根町家山345	0547-53-2165		○	○	○	△	○			

- ※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。
- ※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。
- ※3 受託業務の欄については、当該実施機関において、受託する(あるいは該当する)項目に「○」を記入。
実施形態の欄は、各機関の該当する実施形態を選択。原則としていずれか一方に「○」を記入。
- ※4 詳細項目の欄については、当該実施機関において実施できる項目に「○」、再委託により実施する項目に「△」を記入。
- ※5 健診当日に初回面接の受託業務を行う実施機関については、特定健康診査の受託業務を行い、かつ特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」業務の受託を行う実施機関のみとする。